

みどりの食料システム戦略

○ 「みどりの食料システム戦略」は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として令和3年5月12日に策定。



みどりの食料システム戦略 令和3年(2021年)策定



～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。
- 我が国の農林水産業の生産現場においても、気候変動の影響や資材調達の不安定化が年々深刻化。食料システムの持続性確保は喫緊の課題。
- こうした状況の下、農林水産省において、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、長期的視点に立ったKPIを設定し、様々な施策を展開。また、アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして国外へ発信。

戦略実現を支える主な制度

食料・農業・農村基本法(R6改正)
食料・農業・農村基本計画(R7改定)

「環境と調和のとれた食料システムの確立」が主要政策として位置付け

みどりの食料システム法(R4制定)

- ✓ 農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画を都道府県知事が認定
〔省エネ設備の導入、化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業等〕
 - ✓ 新技術の提供等を行う事業者の計画を国が認定
〔農林漁業者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等〕
- ※ 融資の特例、国庫補助金の優先採択等のメリット措置を実施

環境配慮のチェック・要件化

全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化
※ 令和9年度から本格実施

環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組を支援
※ 令和9年度からみどりの食料システム法の認定に対する支援に移行予定



戦略実現に向けた主な取組

スマート農林水産業の推進・気候変動への適応

データを利用した
可変施肥、高温耐性
品種への転換等



J-クレジットの活用推進

中干し期間の延長、
バイオ炭の施用等



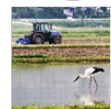
環境負荷低減の取組の「見える化」

みえるらべるの
普及、拡大



有機農業の推進

オーガニックビレッジ
の拡大、産地と消費
地の連携等



国際的な展開

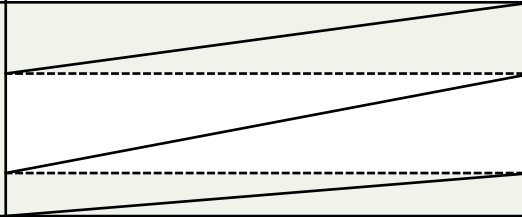
農林水産分野GHG排出削減
技術海外展開パッケージ
(通称:MIDORI∞INFINITY)

我が国が有するGHG(温室効果ガス)
排出削減技術を海外へ展開

▶ 国際ルールメイキングにおける
プレゼンス発揮へ

○ 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、14のKPI(2030年・2050年目標)を設定。

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI			2030年 目標		2050年 目標
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0 万t-CO ₂ (100%削減)
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	2040年 技術確立	
			高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証		
			小型沿岸漁船による試験操業を実施		
	③	化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行
④	我が国の再生エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	
環境保全	⑤	化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥	化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン (30%低減)
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha (25%)
食品産業	⑧	事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン (50%削減)		
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人 (30%向上)		
	⑩	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%		
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%		
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%		90%
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン		
	⑭	ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13%		100%
64%			100%		

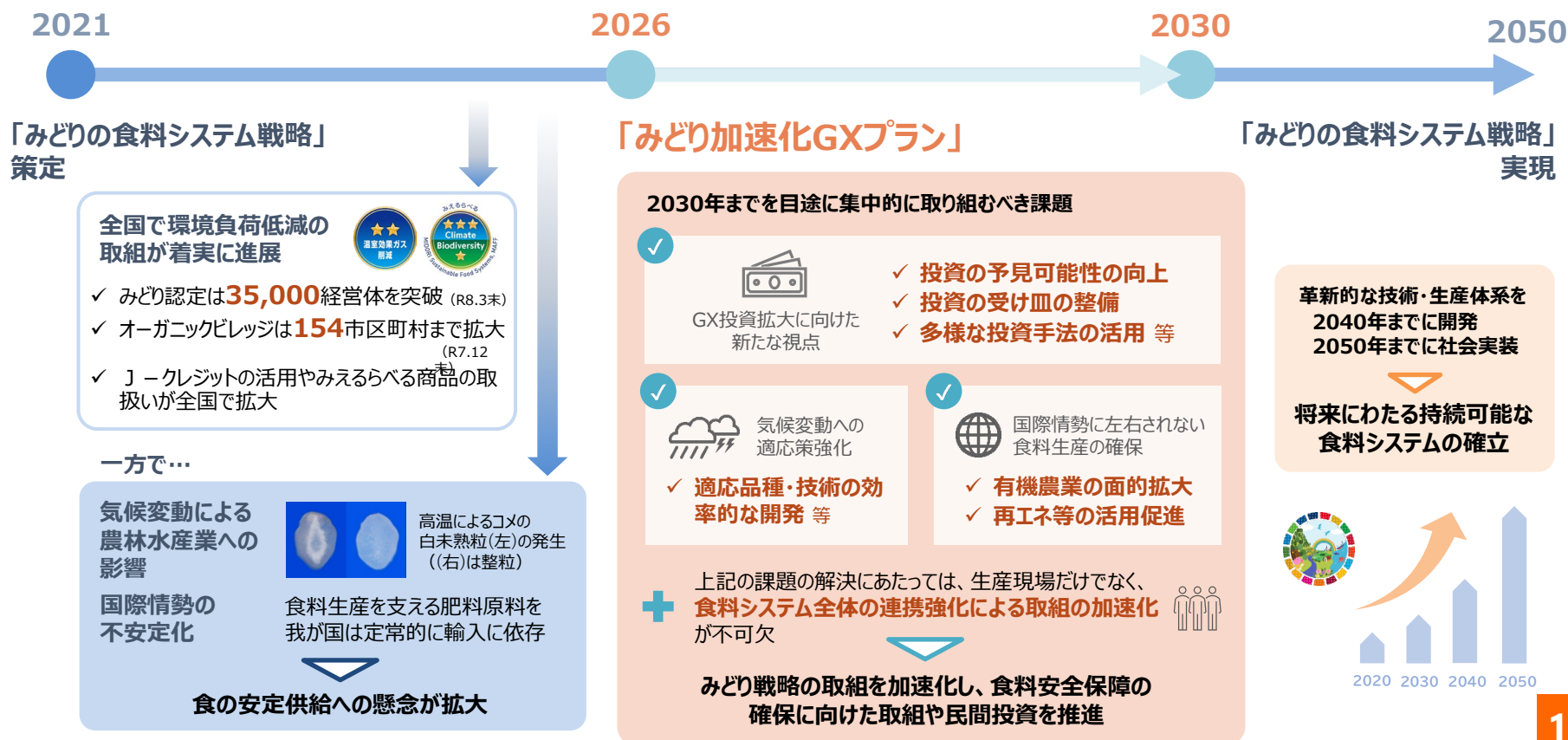
※本戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、令和4年6月21日みどりの食料システム戦略本部において、KPI2030年目標を決定。

- 令和8年6月、みどりの食料システム戦略の取組を加速化し、食料安全保障の確保に向けた取組や民間投資を推進するため、食料・農業・農村基本計画に基づき2030年までを目途に集中的に取り組むべき施策が「みどり加速化GXプラン」として取りまとめられた。

はじめに 「みどり加速化GXプラン」の位置付け

MIDORI BOOST

- みどりの食料システム戦略の策定から5年が経過し、全国で食料システム全体での環境負荷低減の取組が着実に進展。
- 一方で、気候変動の進行による影響の深刻化や、国際情勢の不安定化が進み、食の安定供給への懸念が拡大。また、社会全体でのGX推進等を受け、食・農分野の環境負荷低減に対する企業等からの関心が増加。
- こうした状況の下、みどりの食料システム戦略の取組を加速化し、食料安全保障の確保に向けた取組や民間投資を推進するため、食料・農業・農村基本計画に基づき2030年までを目途に集中的に取り組むべき施策を「みどり加速化GXプラン」として取りまとめる。



- 「みどり加速化GXプラン」は、食料・農林水産分野のGX投資拡大に向けた横断的取組、みどり戦略の個別施策を加速化する取組の2つの軸で構成され、両者の好循環を生むことにより、環境価値が付加された食品等「サステナブルフード」の供給強化を目指す。

はじめに 「みどり加速化GXプラン」の全体像

MIDORI BOOST

横断的課題

GX投資拡大に向けた新たな視点

食料・農林水産分野におけるGX投資の「勝ち筋」を示し、幅広い層からの投資を呼び込み、**稼げる農林水産業**を実現



食料・農林水産分野へのGX投資拡大

- 1 GX投資拡大に向けた予見可能性の向上**
重要技術の開発・実装の見通しや市場規模予測を可視化
- 2 農山漁村におけるGX投資の受け皿の整備**
地場産業の育成や地域循環経済の創出への企業参画等を推進し、食料・農林水産業、農山漁村への投資を呼び込み
- 3 多様な投資手法の活用**
ブレンデッドファイナンス（官民投融資）や脱炭素関連の投資支援策等の有効活用

4 食農GX技術の海外展開

金融機関等の国内外のステークホルダーと連携したGX技術の海外ビジネス展開を戦略的に推進

5 リジェネラティブ農業（環境再生型農業）の明確化

海外で大きな投資が進むリジェネラティブ農業について、我が国における考え方を明確化

サステナブルフードの供給強化

〔環境価値の付加された食品・食品原料・マテリアル〕

各施策加速化

みどり戦略の加速化に向けた施策の強化

みどり戦略に基づく施策について、顕在化した課題への対応や、**発展的活用**を進め、進捗を**加速化**



気候変動への適応策強化

- 1 国民の食を脅かす気候変動への適応**
適応品種・技術の効率的な開発や産地への情報発信、産地の将来の在り方に関わる施策との連携強化を通じ、産地単位やサプライチェーン全体で連携した適応策の実践を加速

国際情勢に左右されない食料生産の確保

- 2 世界で勝てる有機農業の面的拡大**
有機JAS認証の活用や地域の関係者の参画等により、国内外の有機マーケットを捉えて成長する有機産地を形成
- 3 国産バイオマス・再エネの新たな活用促進**
改質リグニンや高機能タンパク質といった、農林水産物由来の国産バイオマスの新用途への利用促進や、新たな再エネ資材の農業用施設への活用等を推進し、バイオマス産業の規模拡大を実現

食料システム全体の連携強化

- 4 みどり戦略に基づく施策の新たな展開（第2フェーズ）**
J-クレジットを通じた企業と生産現場との共通価値の創造（CSV）促進、みえるらべるの仕組みのScope3への対応等、施策の発展的活用
- 5 GREEN×EXPO 2027を通じた国民理解の醸成**
GREEN×EXPO 2027の機会を活用し、みどり戦略等の発信を通じた持続可能な食と農の実現に対する国民理解を醸成

- 令和4年7月1日に施行された「みどりの食料システム法※」に基づき、農林漁業者や事業者による環境負荷低減の取組を、税制・金融の特例や補助金の優先採択等により支援。

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)

みどりの食料システム法に基づく計画認定制度により、生産者等の前向きな取組を推進

【環境負荷低減事業活動、特定環境負荷低減事業活動】

- 令和4年度末までに**全都道府県**で基本計画が作成
- 生産者による環境負荷低減の取組を都道府県が認定し、全都道府県で計**37,000名**経営体以上の農林漁業者を認定
- 有機農業を促進するための栽培管理協定が茨城県常陸大宮市で締結
- **34道県94区域**で特定区域（モデル地区）が設定され、地域ぐるみの活動を促進(令和8年5月末時点)

【基盤確立事業】

- 機械・資材メーカー、支援サービス事業体、食品事業者等による技術開発や市場拡大等の取組を国が認定
- **計109事業者を認定**（令和8年6月末時点）



ペレット堆肥の利用拡大



可変施肥田植機の普及



ラジコン草刈機の普及

予算・税制・融資で促進

【令和7年度補正予算・令和8年度予算】

化学農薬・肥料の低減など地域ぐるみのモデル的先進地区の創出、環境負荷低減に資する基盤技術の開発等の取組を推進

- **みどりの食料システム戦略推進総合対策（補正40億円・当初6億円）**
 - ・みどりの食料システム戦略推進交付金
 - ・環境負荷低減の取組の「見える化」の充実等
 - 戦略的農林水産研究推進事業(17億円)
 - 生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発（補正30億円）
 - 環境保全型農業直接支払交付金（28億円）等
- （施設整備・機械導入に係る補助事業等で環境負荷低減の取組への優先配分等を実施）

【みどり投資促進税制】

（適用期限 令和10年3月31日まで）

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者や事業者による機械・施設等への投資を促進

化学農薬・肥料の使用低減に資する機械・施設等を導入する場合の**特別償却**を措置（機械**32%**、建物**16%**）

【日本政策金融公庫等による資金繰り支援】

- **農業改良資金**等による無利子融資
- 機械・資材メーカー向けの低利融資(**新事業活動促進資金**) 等

- 農林水産省の全補助事業に対し、最低限の環境配慮の取組をチェック・要件化（愛称：みどりチェック）
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」について、① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること、② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。

内容

＜農林水産省の全ての補助事業等＞



機械導入

事業要件



施設整備

事業要件



増産

事業要件

全事業横断的な環境要件

各種支援に当たり、最低限の環境配慮の取組をチェック・要件化

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針に示された、「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」

✓ 環境関係法令の遵守

✓ 適正な施肥

✓ 適正な防除

✓ 生物多様性への悪影響の防止









✓ エネルギーの節減

✓ 悪臭・害虫の発生防止

✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分







実施手続き

チェックシート
の記入・提出



チェックシートの例（抜粋）

申請時 (します)	○
報告時 (しました)	

←該当する方に○

☒	適正な施肥
☒	肥料を適正に保管
☒	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
☒	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
☒	有機物の適正な施用による土づくりを検討

+

取組内容の確認



農林水産省の補助事業等を活用する者は、事業の申請時及び完了報告時に、チェックシートをよく読み、該当するすべての項目にチェックを付けて提出。

国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により取組内容を確認。確認の対象者はチェックシート提出者の中から一部を抽出して決定。



- 2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(CBD COP15)において、2030年に向けた世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。
- 2025年4月に「地域生物多様性増進法※」が施行され、「自然共生サイト」が認定。合計367箇所が認定(2026年3月末時点)。そのうち約8割が農林水産業・農村漁村に関係。

※地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

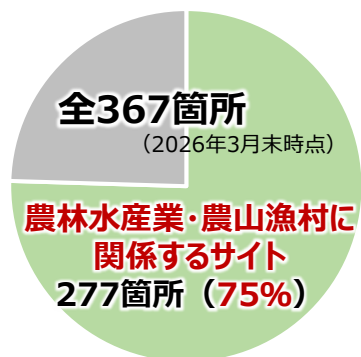
■ 昆明・モントリオール生物多様性枠組

- ・ 2022年12月の生物多様性条約(CBD)第15回締約国会議(COP15)において、2030年に向けた世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(KMGBF)が採択。

2030年ミッション

生物多様性の損失を止め、反転させ
回復軌道に乗せる(ネイチャーポジティブ)
ための緊急な行動をとる

■ 自然共生サイトの認定状況



※農林水産業・農山漁村に関係するサイト：
実施区域の生態系タイプが農地、森林、
沿岸域に属するサイト。重複除く。

有機
農業

オーガニックファーム金沢大地
(株式会社金沢大地)

実施区域：石川県金沢市

実施区域の状況：

- ・有機農業により水稻、大豆、小麦を生産。
- ・周辺のヨシ原や草地なども管理・保全し、野鳥の餌場を創出。



森林
保全

コカ・コーラボトラーズジャパン 水源の森ほうき
(コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社)

実施区域：鳥取県伯耆町

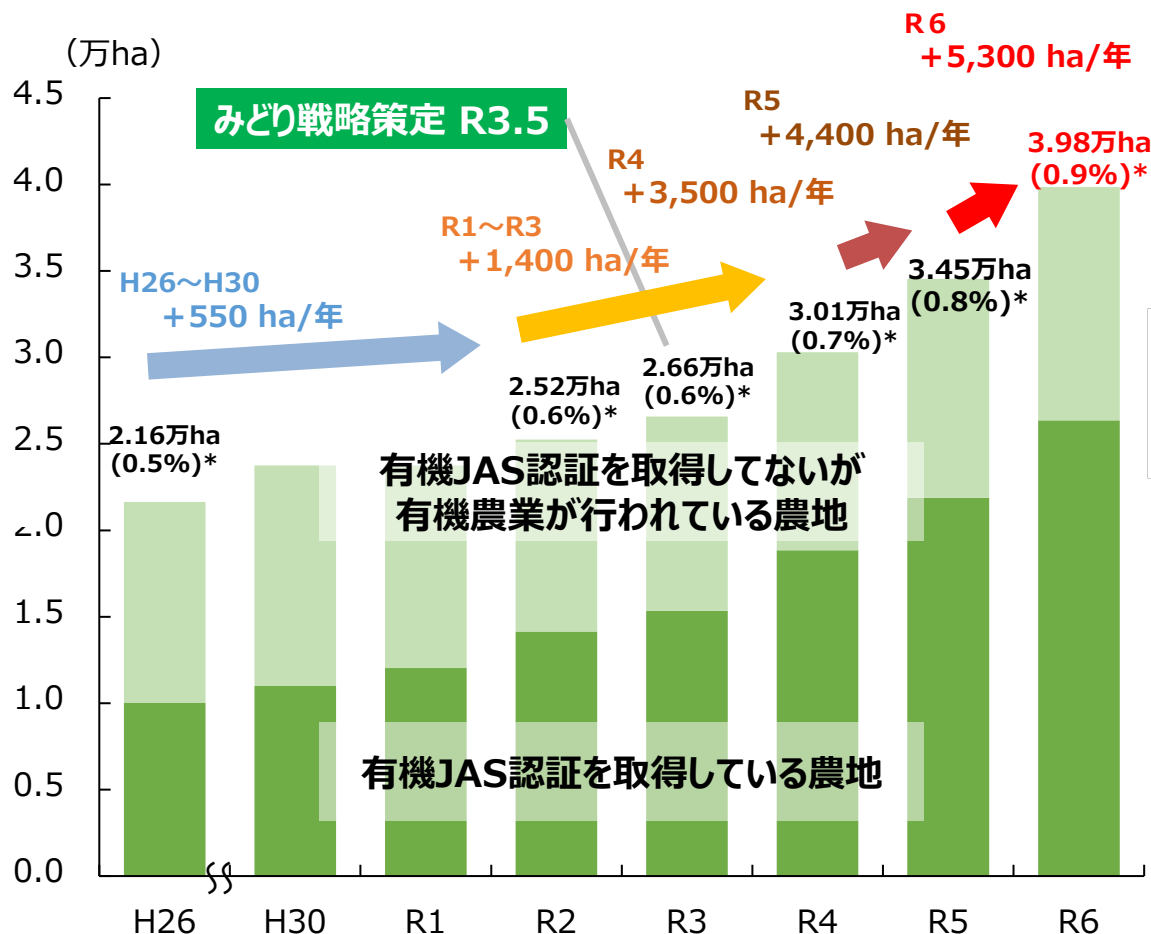
実施区域の状況：

- ・ヒノキ植林やアカマツ植林、清山川、ため池など多様な環境が存在。
- ・鳥取県、伯耆町、鳥取日野森林組合と森林保全に関する協定を締結。



- 日本の有機農業の取組面積は令和6年度末で3.98万ha(耕地面積の0.9%)となり、昨年度末から5,300ha増加。
- 地域ぐるみで有機農業の拡大を実践する「オーガニックビレッジ」は、現在47都道府県168市区町村まで拡大(令和8年8月末時点)。2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。

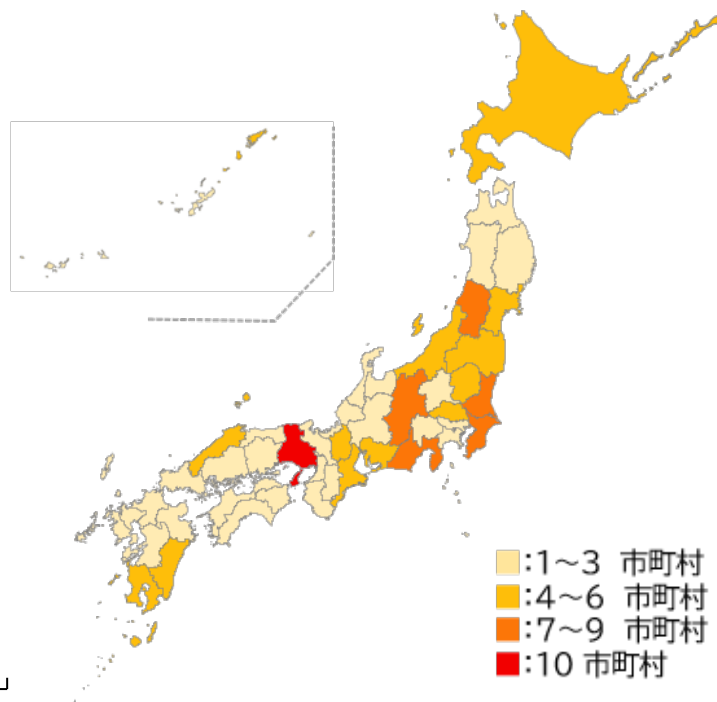
■ 日本の有機農業の取組面積の推移



■ オーガニックビレッジの創出

令和7年度154市町村

➡ 令和8年度168市区町村



* () 内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

- 国内外で農業由来廃プラスチックの対策の重要性が高まっていることを踏まえ、農林水産省では新たな対策の基本方針を発出し、排出抑制、資源の有効利用を基本とした適正処理、流出防止及び持続可能な資源の利用を推進し、持続可能な農業生産体制へ転換を図る。

農業由来廃プラスチックの対策

排出抑制

排出抑制に資する資材の使用及び使用の合理化の推進

資源の有効利用を基本とした適正処理

リサイクル処理を基本とし、困難な場合には、熱回収

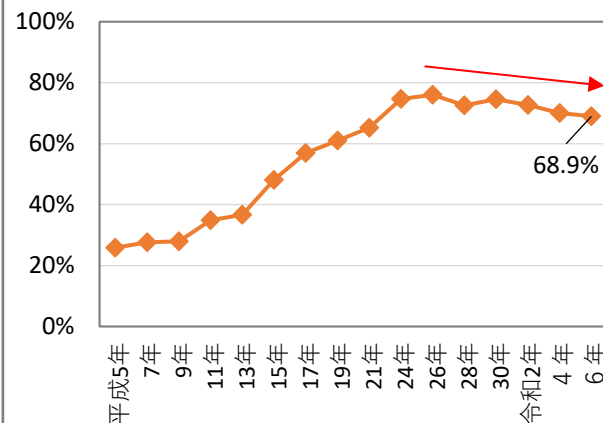
流出防止

ほ場からのプラスチック被覆肥料の被膜殻の流出抑制対策等を推進

持続可能な資源の利用

バイオマス及び再生材を利用した資材の使用を推進

農業由来廃プラスチックの有効利用の割合



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」を基に作成
注：有効利用には焼却に伴い発生する熱エネルギーの回収を含む。

<目指す姿>

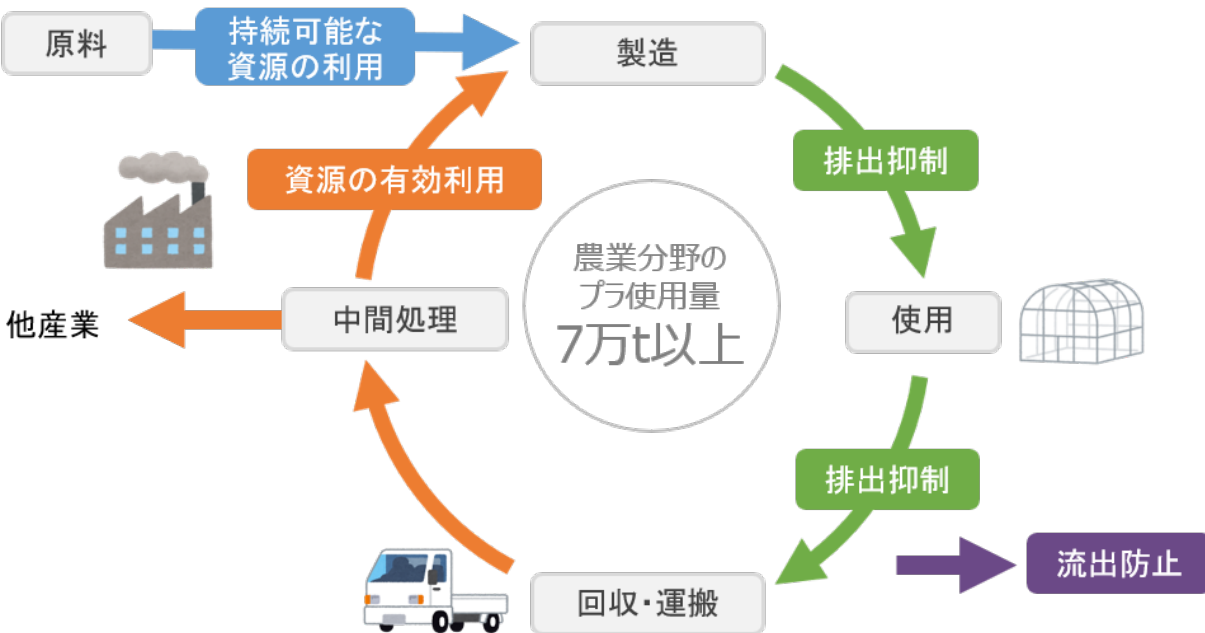
「農業由来廃プラスチックを2030年までに90%、2035年までに100%有効利用」農林水産省地球温暖化対策計画(R7.4.15)



生分解性マルチ



ケミカルリサイクル



(通知) 農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する基本方針（令和8年4月2日付け7農産第5685号7畜産第3303号）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/pura-jun/attach/pdf/index-62.pdf>

- 農山漁村にはバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在。農山漁村再生可能エネルギー法の活用等により、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進。
- バイオマスの活用については、バイオマス活用推進基本法及び同法に基づくバイオマス活用推進基本計画の下、関連施策を総合的かつ計画的に推進。

バイオマスの活用

●バイオマス活用推進基本計画(令和4年9月改定)に基づく政策目標

	2025年度 (取りまとめ値※ ¹)	2030年度 (目標値)
バイオマスの利用率	約77%	約80%
バイオマス産業の規模 (製品やエネルギー市場を対象)	約1% (5,952億円)	約2% (約1兆円)
バイオマス活用推進計画※ ² の策定 (都道府県、市町村)	20道府県 1,048市町村	全都道府県 全市町村

※1: 利用率は令和7年度取りまとめ時点、産業規模は令和4年度時点、推進計画は令和6年度末時点。

※2: 市町村の計画にはバイオマス関連計画を含む

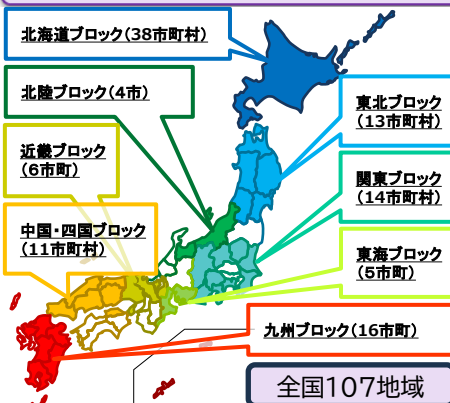
●バイオマス産業都市

経済性が確保された一環システムを構築し、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域。関係7府省が共同で選定。(平成25年から令和8年3月末までに107市町村を選定済)

●下水汚泥資源の活用推進

農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む。

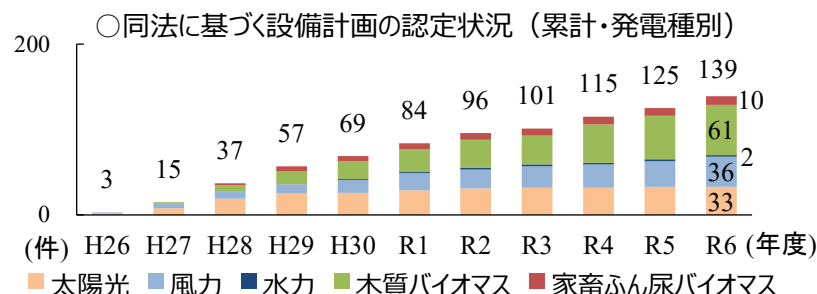
バイオマス産業都市



再生可能エネルギーの導入

●農山漁村再生可能エネルギー法(平成26年5月施行)を活用した取組

市町村が作成する基本計画に基づき、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を促進。(令和7年3月末までに基本計画を112市町村が作成済)



※複数電源種を位置付けている設備整備計画があるため全体数と電源種ごとの合計は一致しない。

●営農型太陽光発電

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。



○営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可実績

許可件数	6,137 件
下部農地の面積	1,362 ha

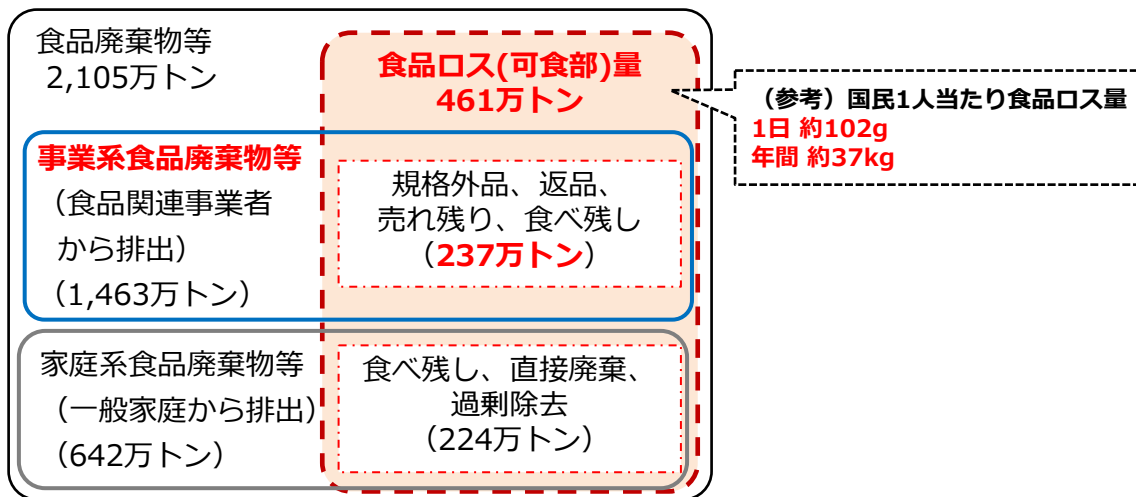
資料: 営農型太陽光発電設備設置状況等について(令和5年度末現在)(令和7年12月農林水産省農村振興局)を基に作成

農林漁業循環経済地域の構築

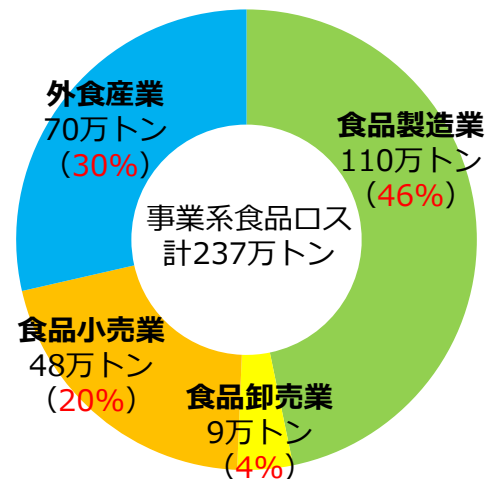
地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。

- 我が国の食品ロス量は461万トン。うち食品産業から発生する事業系食品ロスは237万トン。
- 2000年度比で2030年度までに事業系食品ロスを半減(219万トン)させる目標を設定していたところ、2022年度に目標を達成。
- 2025年3月に策定した食品リサイクル法の基本方針において2000年度比で2030年度までに6割減(219万トン)とする新たな目標を設定。

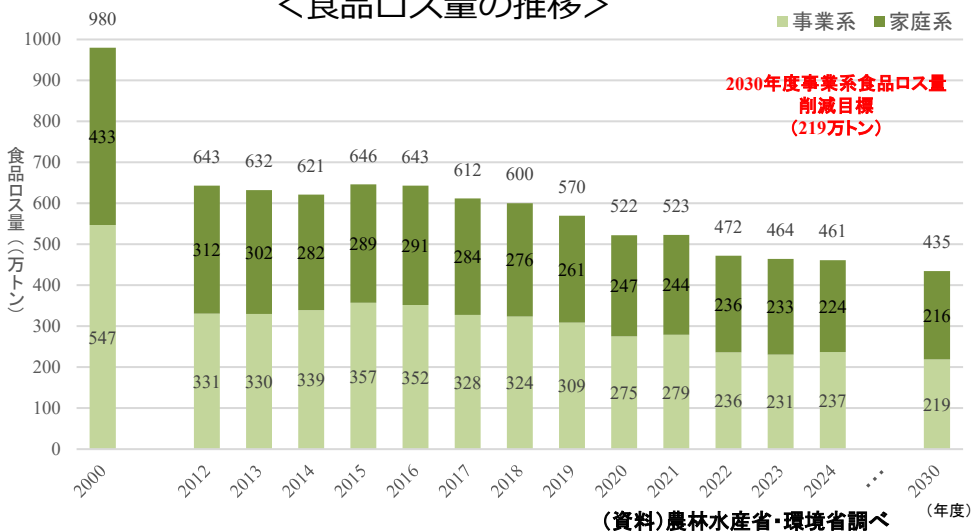
<食品ロスの発生状況(2024年度推計)>



<事業系食品ロスの業種別内訳(2024年度推計)>



<食品ロス量の推移>



<食品ロス削減推進法の基本方針>

国が行う基本的施策：

○食品関連事業の取組への支援

- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進(納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化等)
- ・需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整 等

○食品廃棄物・食品ロス量の実態調査

○取組促進のための表彰

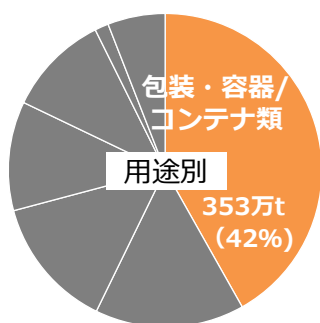
○先進的な取組や優良事例の共有

- 未利用食品を提供するための活動(食品寄附)の支援(食品事業者とフードバンクとのマッチングを含む) 等

- 国内のプラスチック製品のうち食品容器包装が1/4以上を占めている。
- 循環型社会の形成、循環経済への移行を目的として、容器包装リサイクル法、改正資源有効利用促進法等において、事業者等に対して各種措置を求めている。
- 国内外でプラスチック資源循環の重要性が高まっている。

< 国内プラスチック製品の消費・廃棄量（2023年） >

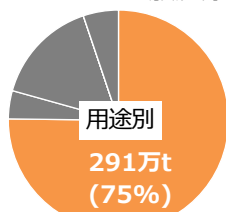
製品消費量 843万t



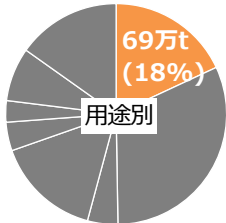
包装・容器等/コンテナ類

【出典】（一社）プラスチック資源利用協会

一般廃棄物 387万t

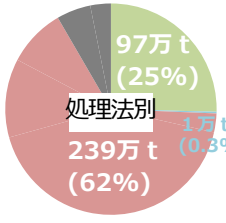
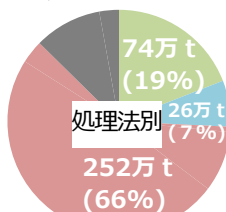


産業廃棄物 382万t



マテリアルリサイクル
ケミカルリサイクル

サーマルリサイクル
単純焼却、埋立



再商品化義務（容器包装リサイクル法）

容器包装のうち一般廃棄物について、市町村による分別収集に加え、容器包装の製造事業者・利用事業者に対して**再商品化義務（再商品化費用の負担）**を課している。

対象製品 ①指定PETボトル ②プラスチック製 ③紙製 ④ガラス製



対象事業者 容器包装の製造又は輸入する者（容器・包材メーカー等）
容器包装に詰めた商品を製造又は輸入する事業者（食品メーカー、小売業者等）
※ 小規模事業者を除く

識別表示義務（資源有効利用促進法）

指定表示製品（分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品）



紙製容器包装
（段ボールと飲料用紙パックでアルミが使われていないものを除く）



プラスチック製容器包装
（飲料・酒類・特定調味料用ペットボトルを除く）



飲料・酒類用スチール缶



飲料・酒類用アルミ缶



PET
飲料・酒類・特定調味料用ペットボトル
（内容量が150ml未満のものを除く）

プラスチック資源循環をめぐる主な国内政策

2018年6月	改正海岸漂着物処理推進法 成立
2019年5月	プラスチック資源循環戦略（関係9省庁）策定
	海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（関係閣僚会議）策定
2020年7月	プラスチック製買物袋有料化
2022年4月	プラスチック資源循環促進法 施行
2024年8月	第5次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定
12月	循環経済への移行加速化パッケージ 閣議決定
2025年2月	再資源化事業等高度化法 施行
6月	改正資源有効利用促進法 公布
2026年4月	改正資源有効利用促進法 施行

プラスチック資源循環戦略

3 R + Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。

◆ マイルストーン

- ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ 2030年までに容器包装の6割をリサイクル・リユース
- ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用
- ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
- ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

プラスチック資源循環促進法

プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進。

再生材利用計画・報告義務（改正資源有効利用促進法）

脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、計画作成（目標等）及び定期報告を求める。

国際的な動向

G20大阪サミット（2019年）

世界共通のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を日本が提唱し、共有（現在87か国・地域が共有）

➡ G7広島サミット（2023年）

2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることに合意。

国連環境総会 再開セッション(UNEA5.2)（2022年）

プラスチック汚染に関する条約を策定するための政府間交渉委員会（INC）を設立し、条約交渉が継続

- 内閣府調査(令和5年)によると、環境に配慮して生産された農産物を購入したいと答えた人は8割。一方で、そのような農産物を購入したことがない、または今後購入しない理由として「どれが環境に配慮した農産物かわからないため」と答えた人が6割以上であり、消費者が選択できる環境を整備することが重要。
- このため、農産物の生産段階における環境負荷低減の取組を、星の数で消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を推進。

温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} \times 100 = \text{削減貢献率(\%)}$$

★ : 削減貢献率5%以上
 ★★ : // 10%以上
 ★★★ : // 20%以上



対象品目：24品目 ※括弧書きがないものは全て露地のみ

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、ミニトマト(施設)、いちご(施設)、ピーマン(露地・施設)、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶

**みえるらべる商品が通年購入可能な店舗等
がある都道府県：25都道府県**

※令和8年5月末時点

生物多様性保全への配慮 ※米に限る

<取組一覽>

★ :取組の得点1点
★★ : // 2点
★★★: // 3点以上

化学農薬・化学肥料 の不使用	2点	★★★：	3点以上
化学農薬・化学肥料 の低減 (5割以上10割未満)	1点	中干し延期または中止	1点
		江の設置等	1点
		魚類の保護	1点
冬期湛水	1点	畦畔管理	1点

英語版ラベルの作成

インバウンドや輸出への対応向けに英語版ラベルを作成。
(愛称:ChojSTAR(チョイスター))

Your Choice boosts

SusTainable AgRiculture

～あなたの選択が持続可能な農業を後押しします～

ChoiSTAR



- 「J-クレジット制度」は、温室効果ガス（GHG）の排出削減・吸収量を国が認証し、取引可能とする制度。プロジェクト登録件数のうち農業者が取り組むものは58件、これまで約62万t-CO₂のクレジットが認証（発行）された。
- 「水稻栽培における中干し期間の延長」は、40都道府県の水田（約83,100ha）において取組が行われた。

■ J-クレジット制度

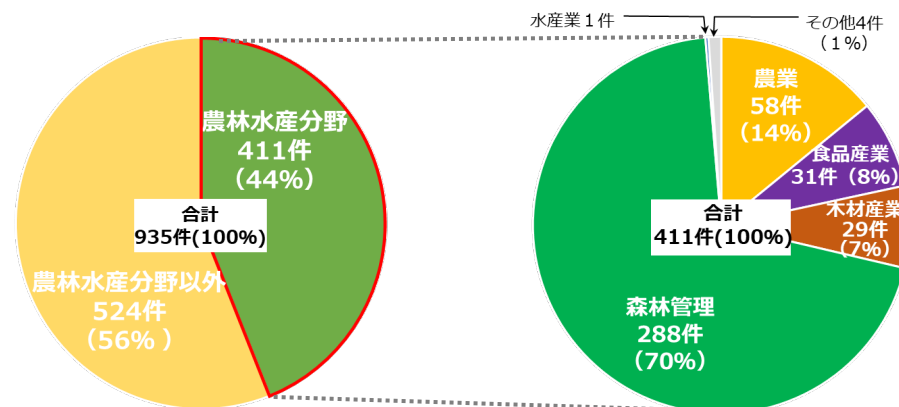
■ 農林漁業者・食品産業事業者等による活用が想定される主な方法論（令和8年2月時点）

省エネ	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	空調設備の導入
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入
再エネ	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
農業	家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	バイオ炭の農地施用
	水稻栽培における中干し期間の延長 【令和5年4月追加】
	肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌 【令和5年11月追加】
森林	牛への飼料添加物（暖気中の温室効果ガス削減に資するもの）を使用した飼料の給餌 【令和8年2月追加】
	森林経営活動
	再造林活動

■ 農業者が取り組むプロジェクトにおけるクレジット認証量（令和8年3月時点）

方法論	クレジット認証量（累計）
省エネ・再エネ	65,747t-CO ₂
家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	291t-CO ₂
家畜排せつ物管理方法の変更	6,898t-CO ₂
バイオ炭の農地施用	2,233t-CO ₂
水稻栽培における中干し期間の延長	544,712t-CO ₂
合 計	619,890t-CO ₂

■ J-クレジット制度のプロジェクト登録件数（令和8年3月時点）



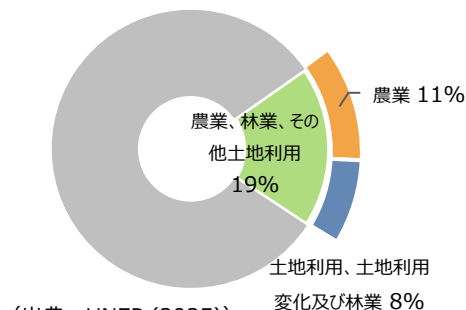
※農業分野の58件は農業者等が実施するプロジェクト件数を集計したもの。
うち、10件が省エネ・再エネ方法論による取組、48件が農業分野の方法論に基づく取組

■ 「水稻栽培における中干し期間の延長」の取組の広がり（令和8年3月時点）



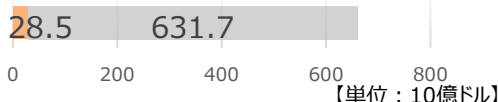
- 脱炭素投資の農業・食品分野への呼び込みを目的に、我が国のGHG削減技術の海外展開を促進する「ミドリ・インフィニティ」を策定し、「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」の場で、我が国企業と国内外のパートナーとのマッチング等を推進。
- 二国間クレジット制度(JCM)は、パリ協定第6条第2項に沿って、パートナー国でのGHG排出削減・吸収等へ貢献し、相応のクレジットを我が国が獲得する制度。農業分野では、フィリピンにおける間断かんがい技術(AWD)の方法論が承認済み。

国際的に農業分野が抱える課題



(出典：UNEP (2025))

農林業分野は世界のGHG排出量の**19%**を占める主要な排出源。他方で、気候変動資金のうち、農業分野に向けられるのは**4.3%**に留まり、官民資金の呼び込みが必要。



(出典：Climate Policy Initiative (2023))

■ 農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ (MIDORI∞INFINITY) (令和7年5月公表)

・我が国が有する食料安全保障に資するGHG排出削減技術や、その海外展開を後押しする支援策等を取りまとめたパッケージ（海外展開促進施策として、JCM枠組の活用を掲げる）。

■ みどり脱炭素海外展開コンソーシアム (令和7年6月設立)

・我が国企業と国内外のパートナーとのマッチングを図り、JCMにもつなげる脱炭素プロジェクトの形成を推進するミドリ・インフィニティの実行プラットフォーム。
・研究機関、スタートアップ、金融機関等、130の構成員が参画（令和8年5月25日現在）

海外に展開可能な温室効果ガス（GHG）排出削減に資する主な技術・取組

GHG排出削減技術・取組

水田メタン排出削減
間断かんがい技術
中干し期間延長



農地土壌の炭素貯留の拡大
バイオ炭



施肥に伴うN₂O排出削減
生物的硝化抑制(BNI)技術



畜産由来のメタン・N₂O排出削減
アミノ酸バランス改善飼料等

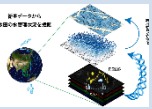


森林減少・劣化由来のCO₂排出削減
(REDD+*1)・森林吸収源の増大



GHG排出削減を支える基盤

測定・報告・検証(MRV)
衛星データの活用
ブルーカーボンの算定手法



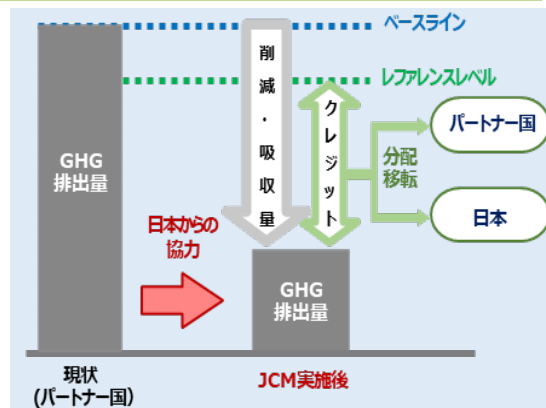
スマート農業技術の活用
ロボット、AI、IoT等の
情報通信技術の活用

環境負荷低減の
取組の「見える化」
みえるらべる



*1 REDD+: 途上国での森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減等

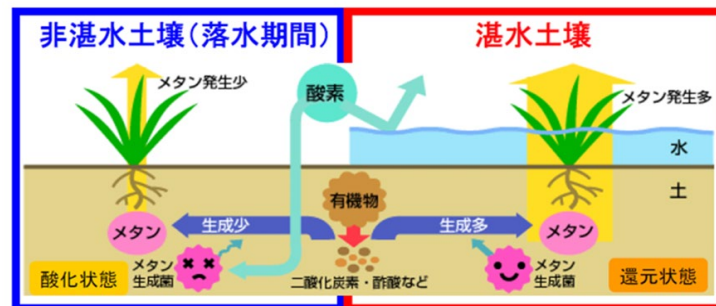
■ 二国間クレジット制度 (JCM)



■ 農業分野JCMの推進

- ・フィリピンにおける間断かんがい (AWD) を活用した水田メタン削減に関するJCM方法論が令和7年2月に承認。（農業分野初のJCM方法論）
- ・クレジット発行に向けてフィリピン側と調整中（令和8年6月現在）

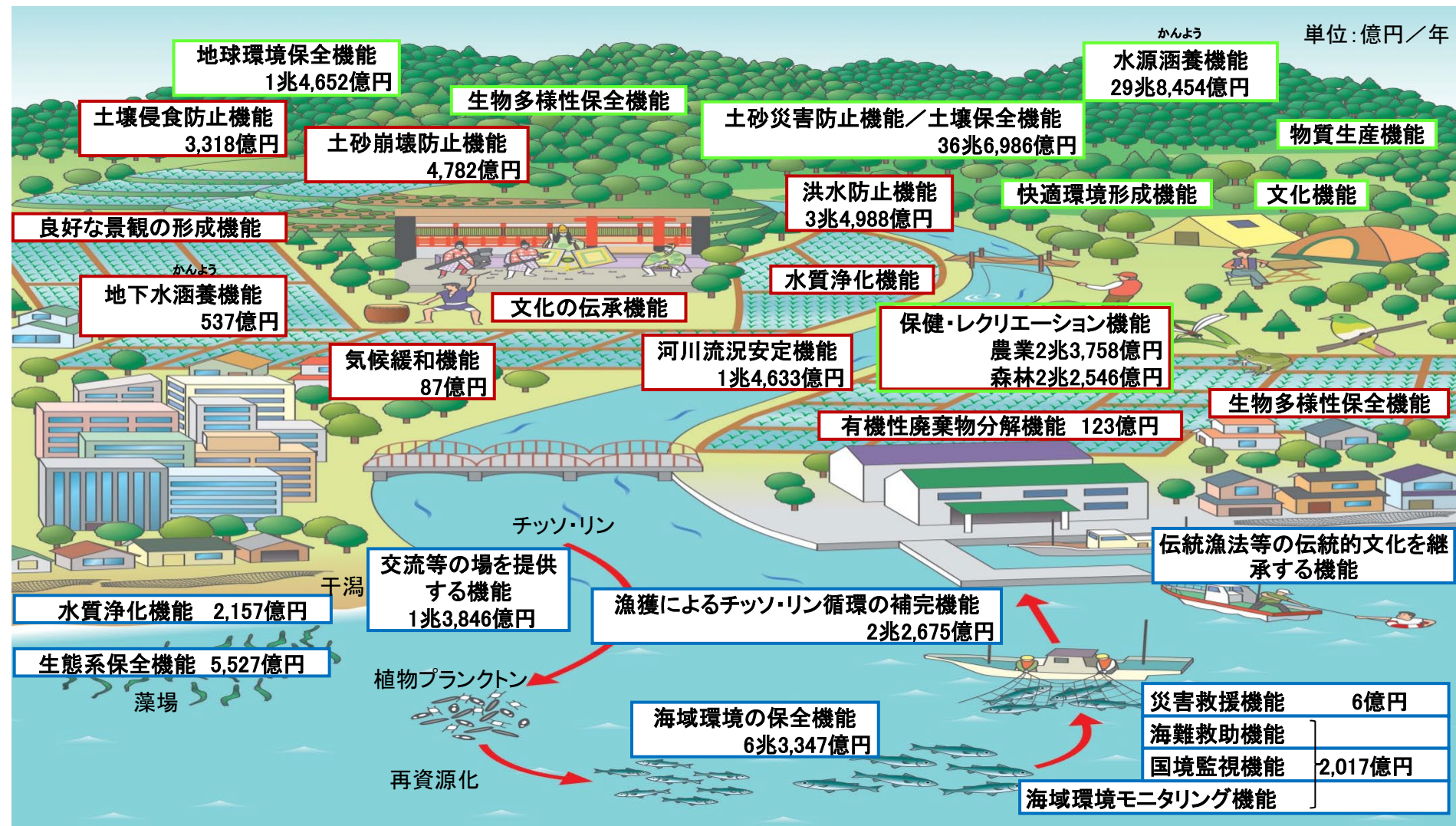
■ 中干し期間の延長、間断かんがい (AWD) によるメタン削減の仕組み (共通)



※創出したクレジットは両国で分配され、各国のNDC（国が決定する貢献）の達成に貢献。

○ 日本学術会議が農業、森林、水産業・漁村の多面的機能を分類・整理するとともに、定量化が可能な物理的な機能を中心に貨幣評価を実施。

○農業、森林、水産業・漁村の有する多面的機能



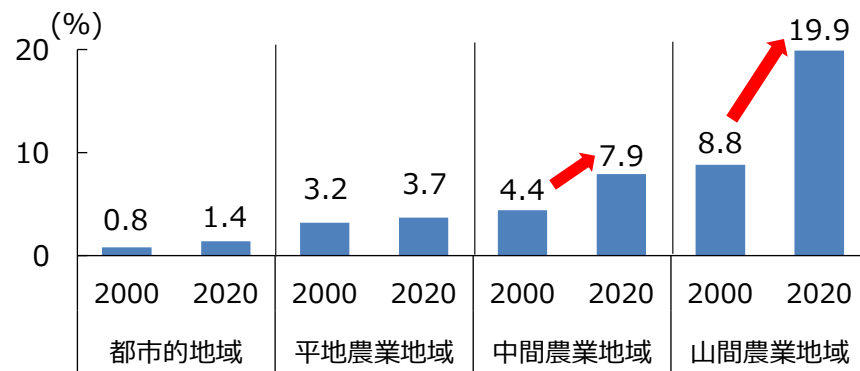
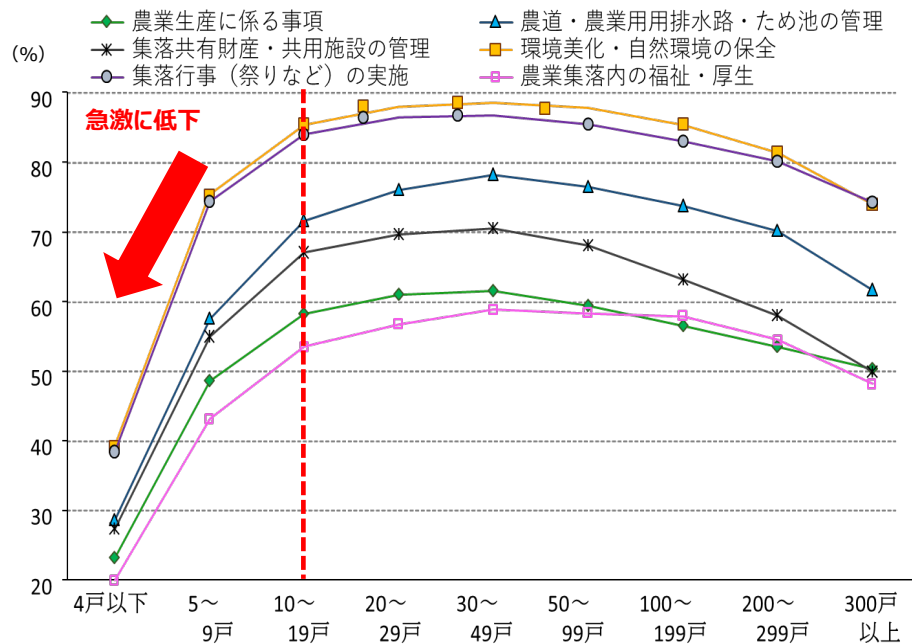
資料: 日本学術会議答申(農業、森林:平成13年、水産業・漁村:平成16年)を踏まえ農林水産省で作成

注: 機能によって評価方法は異なっている。また、評価されている機能は多面的機能の全体のうち一部に過ぎない。

- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2020年にかけては、いずれの地域類型においても9戸以下の農業集落（無人化集落を含む。）の割合が増加。特に中山間地域を中心に、今後も増加することが予測される。
- 集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率は更に低下し、農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が大きく進展。

総戸数が9戸以下の農業集落の割合

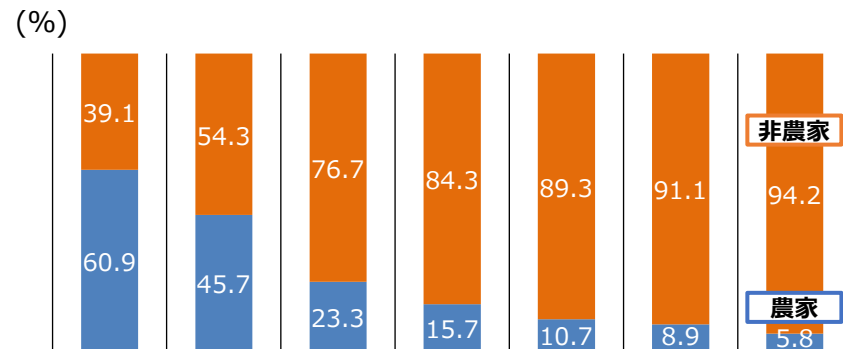
集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：農業地域類型区分は、平成29年12月改定を使用。

1 農業集落当たりの農家率



1960年 1970年 1980年 1990年 2000年 2010年 2020年

資料：農林水産省「農林業センサス」

○ 近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施。

日本型直接支払

環境保全型農業直接支払

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



緑肥の施用



堆肥の施用

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組み。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがある。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)	全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000	総合防除	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算			そば等雑穀、飼料作物	2,000
	そば等雑穀、飼料作物	3,000	炭の投入		5,000
堆肥の施用		3,600	地域特認取組	取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。	
緑肥の施用		5,000	取組拡大加算	交付単価 有機農業の新規取組面積あたり 4,000円/10a	

多面的機能支払

【資源向上支払】

- 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援※

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



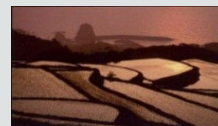
水路の泥上げ

※ 担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

中山間地域等直接支払

- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

- ・ 農業生産活動(耕作放棄の防止活動等)
- ・ 多面的機能を増進する活動(周辺林地の管理、景観作物の作付等)



中山間地域

地目	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払(共同) ※1	③資源向上支払(長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払(共同) ※1	③資源向上支払(長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[農地・水保全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※ 1 : ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※ 2 : ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※ 3 : ③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

(円/10a)

地目	区 分	交付単価 (円/10a)	地目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000	草地	急傾斜 (15度~)	10,500
	緩傾斜 (1/100~)	8,000		緩傾斜 (8度~)	3,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500	採草放牧地	草地比率の高い草地※	1,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500		急傾斜 (15度~)	1,000
				緩傾斜 (8度~)	300

※ 寒冷地